4 日常生活自立支援事業の実施状況 (全国社会福祉協議会調べ)

(1) 契約状況の推移(対象者別)

対象者		認知症 高齢者 など	知 的 障害者 など	精 神 障害者 など	その他	計	うち 生活保護
T. 4. 7. 6. 6.	契約件数	4, 497	1,096	1, 168	486	7, 247	2, 540
平成17年度	構成比(%)	62.1(%)	15.1(%)	16.1(%)	6.7(%)	100(%)	35.0(%)
- · · · · · ·	契約件数	3, 062	717	834	275	4, 888	1, 637
平成18年度	構成比(%)	62.6(%)	14.7(%)	17.1(%)	5.6(%)	100(%)	33.5(%)
平成19年	契約件数	3, 670	825	917	339	5, 751	1, 996
4月~11月	構成比(%)	63.8(%)	14.3(%)	15.9(%)	5.9(%)	100 (%)	34.7(%)
平成 1 9 年	実利用者数	13, 939	4, 657	4, 501	1, 425	24, 533	-
1 1 月末現在 実利用者数	構成比(%)	56.8(%)	19.0(%)	18.4(%)	5.8(%)	100 (%)	_

日常生活自立支援事業の都道府県・指定都市別実施状況 ①相談援助件数(問い合わせ・相談件数)

事業開始~平成19年11月末

①相談援助件数((問い合わせ・相談		事業開始~	事業開始~平成19年11月末		
		対象者	= 27 4	本事業の利用			その他	計
事功			認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	不明・その他		
件		合 計		366,494	449,472	122,098	79,647	2,250,756
北	<u>海</u>	道	9,512 6,614	4,427	4,602	1,052	642 50	20,235 12,535
岩宮	<u>森</u> 手	県		2,529 9,743	2,190 9,614	1,152 1,601	116	40,747
吾		<u>県</u>	19,673		16,275			49,049
秋	<u></u>	県	15,514 7,916	13,998 1,316	1,812	2,174 176	1,088	11,359
峃	形		8,744	2,261	1,681	873	629	14,188
福	島			1,997	1,769	712	249	10,785
茨				2,244	2,840	246	169	12,389
栃	- 7%	県	6,615	1,974	1,340	1,021	857	11,807
群	馬	県	11,421	2,506	3,139	941	6,018	24,025
埼	玉	県		3,042	7,617	1,693	844	32,318
干	莱	県	20,016	1,989	3,594	1,405	799	27,803
東	京	都		25,934	74,029	16,940	10,317	393,006
神		川県		12,441	15,258	8,869	6,158	115,208
新	潟	県	27,248	9,295	10,161	1,002	494	48,200
富	山	県	21,202	2,303	6,020	2,205	676	32,406
石	Л	県	12,539	3,596	3,033	260	1,736	21,164
褔	#	県	5,218	1,720	962	416	1,580	9,896
山	梨 野	県	5,160	4,589	2,966	1,099	287	14,101
長	野	県	21,050	10,641	12,787	2,591	2,186	49,255
静	岡	県	9,331	2,094	2,197	1,763	5,667	21,052
岐	阜	県	4,628	2,137	1,159	427	354	8,705
愛	知	県		9,419	11,060	-	-	60,639
三	重	県	15,224	12,679	6,805	1,470	338	36,516
三 滋 京	賀	県		40,734	37,375	10,360	1,200	145,493
京	都	府		18,780	17,335	10,160	501	99,756
大	<u>阪</u>	府		16,757	18,789	3,932	7,483	99,301
兵奈	庫		11,951	3,435	3,493	1,204	7,983	28,066
<u>余</u>	良	県	5,101	1,459	2,632	741	77	10,010
和自		山県	31,693	10,289	14,256	2,582 207	454	59,274 5,135
鳥	<u>取</u> 根			1,412	714 3,850	190	136 337	12,133
島岡	1及 山	県	12,464	2,849 3,836	3,714	887	585	21,486
広	島		15,453	5,588	8,340	1,520	1,326	32,227
出				1,136	1,175	1,586	5,825	15,318
徳	島	県		1,599	1,207	574	361	7,049
徳香		県	14,645	8,486	6,737	921	194	30,983
愛	媛	県		2,979	4,553	1,304	154	14,941
高	知	県		5,125	2,649	730	127	19,907
福	岡	県		2,095	1,676	1,206	2,505	19,221
佐	賀	県		790	1,431	1,196	118	7,190
長	崎	県		8,311	5,009	653	1,287	26,201
熊	本	県		1,777	2,210	2,217	247	13,427
大	分	県		2,186	1,800	434	184	12,865
宮	崎	- 県		5,645	4,639	1,472	406	18,433
鹿		島県		1,258	1,899	700	330	10,724
沖	縄	県		17,876	27,476	3,595	587	79,883
札	幌			4,204	7,099	1,585	2,644	31,390
典	一台	<u></u> 市		354	987	405	291	3,425
_		ま 市 =		468	519	181	12	4,134
<u>+</u>	葉	市		159	266 1,036	1,988	70	9,668 10,536
川	崎			985 1,703	2,664	3,466	30	24,946
横新	<u>浜</u> 潟	<u>市</u> 市		1,703	2,004	76	18	3,578
静	 岡	市		1,429	398	502	1,390	4,361
浜	<u>岡</u> 松			85	332	91	1,390	1,123
名		<u> </u>		6,159	7,821	1,115	77	31,187
京	都			3,217	3,527	634	4	17,197
大				30,044	39,354	8,207		196,793
婦	拟			461	136	40	20	1,137
神	戸	1		416	4,936	3,763	-	11,920
広	島			6,557	3,616	269	-	24,923
北		州市		273	313	420	133	2,831
福	一 岡	/// /// 市		214	356	55	1,158	5,196
			ける実施状況け 3					

②契約締結件数(累計)	事業開始~平成19年11月末
O 2 4 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

東西		容	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計	うち生活保護
事項	* 4	=1						
<u>件</u> 北	<u>数 合</u> 海	<u>計</u> 道	27,424	6,507	6,536	2,470	43,287	14,465
	森	児県	281 532	95 93	119 99	60	495 784	329 368
青 岩	<u>杯</u> 手	県	557	215	224	48	1,044	403
宮		県	279	153	158	32	622	229
秋	田	帰	232	24	25	1	282	105
山	形	桌	376	80	61	71	588	249
福	島	県	121	41	26	22	210	65
茨	城	県	420	63	86	13	582	151
栃	木	県	583	208	88	4	883	295
群	馬	県	742	121	133	_	996	264
埼	<u> </u>	県	638	115	151	38	942	403
千	葉	県	571	46	101	58	776	239
東	京	都旧	2,674	186	371	89	3,320	602
神 <i>务</i> 新	と川 潟	県県	969 566	127 148	153 200	212	1,811 914	577 244
富	_ <i>/</i> 啊	県	200	25	49	21	295	81
石	川	県	195	35	29	2	261	60
福	<u> </u>	県	256	83	38	21	398	112
日	梨	県	247	123	92	114	576	78
長	野	県	406	151	139	75	771	160
静	岡	県	410	103	91	137	741	189
岐	阜	県	340	92	55	19	506	103
愛	知	県	857	143	139		1,139	252
三滋	重	県	500	185	165	33	883	227
<u>滋</u> 京	賀都	県佐	600	326	206	166	1,298	171
大	<u>郎</u> 阪	府府	304 1,100	63 371	57 391	25 127	449 1,989	180
슽	<u>版</u> 庫	県	415	102	89	127	618	711 232
兵 奈	- /生 良	県	127	30	28	18	203	63
和哥	文 山	桌	504	126	160	19	809	240
鳥	取	県	356	167	56	18	597	200
島	根	県	453	226	187	11	877	277
岡	Щ	県	469	108	143	25	745	228
広	_島	県	551	160	211	63	985	378
<u>山</u>	모	県	926	146	211	79	1,362	424
~	島川	県	197	61	46	27	331	133
徳 香愛高	<u>川</u> 媛	県県	368 309	185 69	143 142	28 87	7 <u>24</u> 607	224
宣	<u>坂</u> 知	県	259	196	77	13	545	228 121
<u>闾</u> 福	岡	県		82	44	- 10	587	162
佐	賀	谝		63	90	59	500	109
長	崎	県	557	140	164	22	883	298
熊	本	県	410	95	79	109	693	211
大	分	県	522	83	75	35	715	303
宫	崎	県	422	207	130	98	857	353
	<u> </u>	県	573	62	85	56	776	287
<u>沖</u>	縄	県	266	112	159	27	564	306
<u>札</u> 仙	幌 台	市	153	25	54	23	255	164
		市市	101 93	42 11	97 12	<u>1</u> 5	241 121	121 72
o い 千	葉	帯	74	3	5	29	111	43
加	崎	市	361	51	54	44	510	300
横	浜	市	211	31	31	39	312	89
新	澙	市	42	15	12	-	69	29
静	岡	市	66	25	29	32	152	28
浜	松	市	58	15	28	18	119	29
	屋	市	475	104	84	1	664	249
<u>京</u>	<u>都</u>	市	282	71	60	14	427	280
<u>大</u> 堺	阪	市	1,023	172	184	61	1,440	838
XX.		車	7 470	13	2		18	9
24t	=		7.70	13.	16	_	499	243
神	戸	市					905	400
神 広	島	市	194	34	37		265	106
神 広	島					9	265 250 301	106 89 152

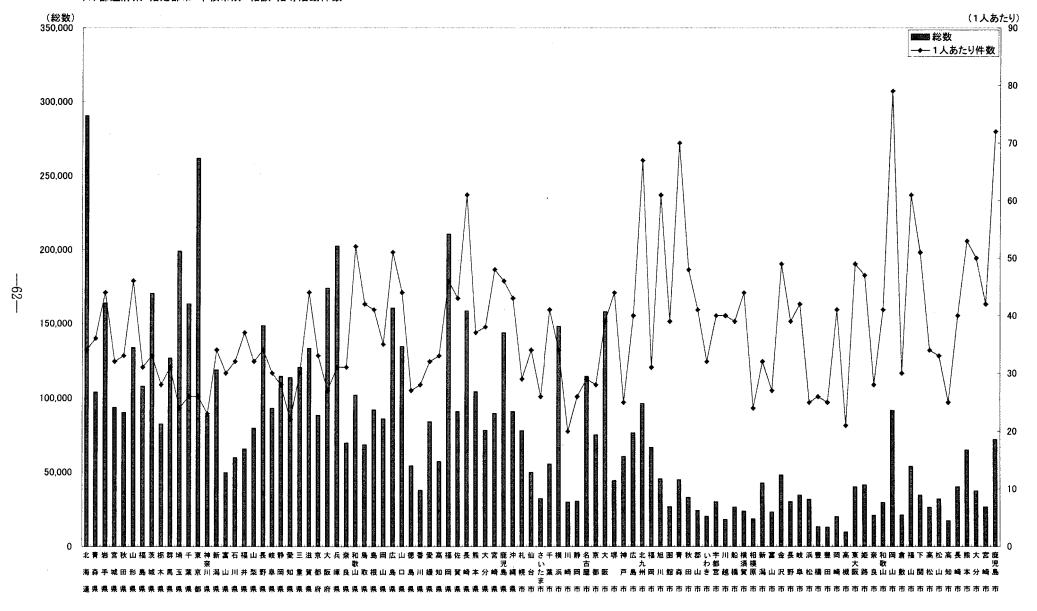
[※]指定都市における実施状況は、平成15年4月~ ※神奈川県の平成11年10月~平成13年3月分は分類していない為、合計のみ計上。

③現在の実利用人数 平成19年11月末現在

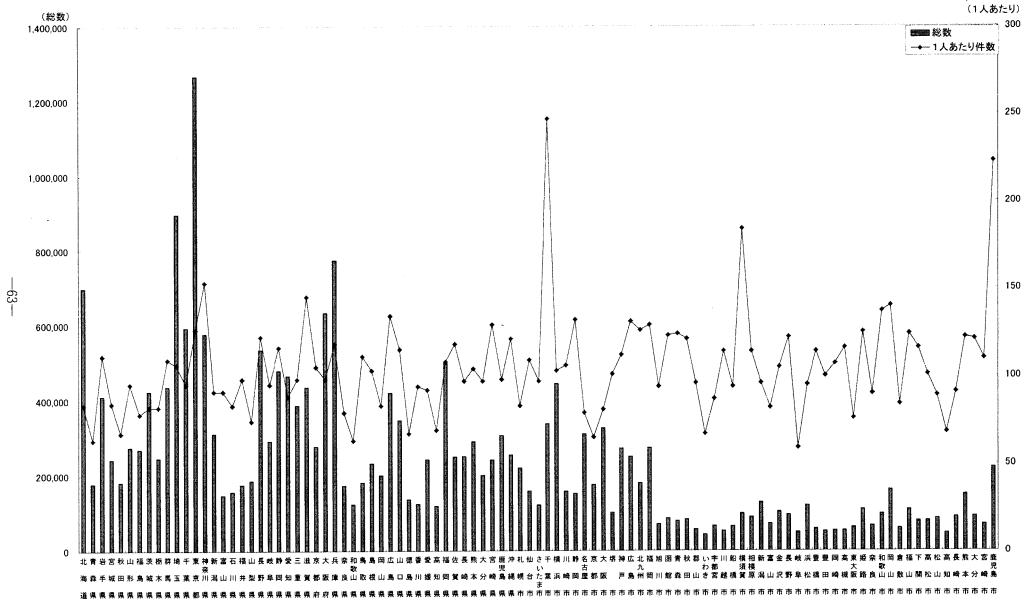
 事項	対	象者	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	成19年11月末現在 計
件	数合	計	13,939	4,657	4,501	1,425	24,522
北	海	道	140	60	82	_	282
青	森	県	296	55	59	35	445
岩	手	県	285	157	177	21	640
宮田	城	県	135	106	96	23	360
<u>秋</u> 山	<u>田</u> 形	県	126 191	15 58	17 50		158
<u>出</u> 福	 島	県	67	35	21	50 17	349 140
造 茨	城	県	231	40	61	8	340
栃	木	県	317	137	60	1	515
群	馬	県	380	91	89	-	560
埼	<u> </u>	県	315	67	98	18	498
<u>Ŧ</u> _	葉	県	242	25	64	43	374
東 神	京	都県	1,404	127	280	43	1,854
f甲 新	<u>奈 川</u> 潟	県	302 266	73 97	60 108	79 -	514 471
富		県	99	23	35	15	172
石	一川	県	109	33	24	13	167
福		県	152	64	30	14	260
<u>Ш</u>	梨	県	125	90	69	35	319
<u>長</u>	野	県	233	118	110	46	507
<u>静_</u>	岡	県	121	66	42	78	307
<u>岐</u> 愛	阜 知	県県	170 271	77 98	44 87	17	308
<u>支</u> 三	<u>색</u> 重	県	268	155	141	28	456 592
		県	355	260	164	86	865
京	都	府	124	44	49	16	233
大	阪	府	565	265	246	-	1,076
兵	庫	県	194	88	56	11	349
奈 70	良	県	73	23	17	10	123
和 鳥	<u>歌 山</u> 取	県県	208	51 35	93	13	365
<u>~~</u>	収 根	県	65 195	158	16 133		123 494
岡	<u></u> 山	県	216	77	91	15	399
広	島	県	211	93	117	34	455
Щ	П	県	449	104	139	54	746
<u>徳</u>	島	県	115	47	40	18	220
香 愛	<u> </u>	県	100	75	50	6	231
<u>変</u> 高	媛 知	県県	87	38	95	51	271
<u>同</u> 福	<u>짜</u> 岡	県	165 200	170 45	65 18	12	412 263
佐	賀	県	65	21	35	30	151
長	崎	県	325	88	118	14	545
熊	本	県	250	79	57	70	456
大	分	県	284	52	39	23	398
宮	<u> </u>	県	232	161	92	72	557
<u>鹿</u> 沖	児 <u>島</u> 縄	県県	338 155	42 89	67 118	39	486
<u>/工</u> 札	幌	市	110	28	30	21	383 174
仙	台	市	71	47	85	1	204
	ヽたま	市	52	11	10	2	75
Ŧ	葉	市	37	1	2	20	60
<u> </u>	崎	市	218	40	40	36	334
横	浜	市	143	28	28	42	241
新静	温岡	市市	38 91	15	12	- 27	65
<u>酽</u> 浜	<u> </u>	市	46	28 11	37 25	37 18	193 100
<u>然</u> 名	<u>144</u> 古 屋	市	303	103	75	- 10	481
口 京	都	市	177	71	49	12	309
大	阪	市	828	177	182	62	1,249
堺		市	21	23	8	_	52
神	戸	市	223	12	15	_	250
<u>広</u>	島	市	108	30	25		163
<u> </u>	九州	市	128	39	27	7	201
福	岡	市	129	21	32	-	182

5 民生委員・児童委員の活動状況(平成18年度)

(1)都道府県・指定都市・中核市別 相談・指導活動件数



出 典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)



出 典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

民生委員の一斉改選の状況

- 〇 平成19年12月1日に、3年に一回の民生委員の一斉改選が実施された。
- 全国の改選状況は以下のとおり。

単位:人

区分	定数	委嘱者数	欠 員	充足率
平成19年3月31日現在	229,923	226,821	▲ 3,102	98.7%
平成19年12月1日現在	232,103	227,284	4 ,819	97.9%

6 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について (平成19年8月10日付**関係課長通知**概要)

新潟県中越沖地震の際、要援護者に関する情報の共有が不十分だったことから、安否確認や避難支援等が迅速かつ適切に行えなかった等の指摘があったことから、平成19年8月10日付関係部局の課長連名通知を各都道府県・指定都市・中核市宛発出し、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施についての取組を早急に実施することを求めた。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握について

要援護者として想定される高齢者や障害者等の情報については、市町村の福祉関係部局において、要介護認定情報や障害程度区分情報等により情報把握に努めること。

2 要援護者情報の共有について

- (1) 災害時に要援護者の避難支援等を行うため、日頃から、個人情報保護 に配慮しつつ防災関係部局と連携して、要援護者情報について自主防災 組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有を図ること。
- (2) 市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないよう配慮すること。

3 要援護者支援について

(1) 平常時における支援

民生委員児童委員による、日常的な見守り活動や相談・支援活動等に 積極的に取組み、情報の把握に努め、各市町村の福祉関係部局において は、民生委員児童委員を通じて要援護者の情報が市町村に集約されるよ うな体制づくりを行うこと。

(2) 災害時における支援

市町村の福祉関係部局においては、発災後、民生委員児童委員が担当する要援護者の安否確認を速やかに行うことのできる体制を構築すること。

4 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画において、地域における要援護者に係る情報の把握 ・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。 7 市町村地域福祉計画の策定について (平成19年8月10日付**社会・援護局長通知**概要)

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について(平成19年8月10日付関係課長通知)」において、要援護者の支援方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたが、同日付の社会・援護局長通知において、計画に盛り込むべき具体的な事項を示した。

(通知の主な内容)

1 要援護者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法ついて具体的に明記。

2 要援護者情報の共有に関する事項

(1) 関係機関間の情報共有方法

要援護者情報については、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記。

(2)情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど、要援護者情報更新のための具体的方法を明記。

3 要援護者の支援に関する事項

(1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、 日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について具体的に明記。

(2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が、緊急対応が発生した際、各市町村の担当部局に円滑な報告がされるよう役割分担と連絡体制について具体的に明記。

8 「いのちの電話」相談電話番号一覧

所在都道府県	名 称	相談電話番号	相談受付時間
北海道	旭川いのちの電話	0166-23-4343	24時間
北海道	北海道いのちの電話	011-231-4343	24時間
青森県	あおもりいのちの電話	0172-33-7830	12:00~21:00
秋田県	秋田いのちの電話	018-865-4343	12:00~21:00 (日曜日を除く)
岩手県	盛岡いのちの電話	019-654-7575	12:00~21:00 (月~土) 、12:00~18:00
宮城県	仙台いのちの電話	022-718-4343	(日) 24時間
山形県	山形いのちの電話	023-645-4343	13:00~22:00
福島県	福島いのちの電話	024-536-4343	10:00~22:00
	新潟いのちの電話	025-288-4343	24時間
長野県	長野いのちの電話	026-223-4343	
長野県	長野いのちの電話・松本	0263-29-1414	11:00~22:00
群馬県	群馬いのちの電話	027-221-0783	9:00~21:30、24時間(第2金曜日・毎月1
板木県	栃木いのちの電話	028-643-7830	7:00~21:00 (月~木) 、24時間 (金~日
	<u> </u>		
栃木県	足利いのちの電話	0284-44-0783	15:00~21:00
茨城県	茨城いのちの電話	029-855-1000	24時間
茨城県	茨城いのちの電話・水戸	029-255-1000	13:00~20:00
埼玉県	埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間
千葉県	千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
東京都	東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間
東京都	東京多摩いのちの電話	042-327-4343	10:00~21:00
東京都	東京英語いのちの電話	03-5774-0992	9:00~23:00、 24時間 (金・土)
神奈川県	川崎いのちの電話 横浜いのちの電話	044-733-4343	24時間
山梨県	山梨いのちの電話	055-221-4343	16:00~22:00
静岡県 	静岡いのちの電話	054-272-4343	15:00~21:00 (月~金) 10:00~21:00 (日~火・祝日)
静岡県 	浜松いのちの電話	053-473-6222	10:00~0:00 (水~土)
岐阜県	岐阜いのちの電話協会	058-297-1122	19:00~22:00 (月~土)
愛知県	名古屋いのちの電話協会	052-971-4343	24時間
三重県	三重いのちの電話協会	059-221-2525	18:00~23:00
京都府	京都いのちの電話	075-864-4343	24時間
奈良県	奈良いのちの電話協会	0742-35-1000	24時間
大阪府	関西いのちの電話	06-6309-1121	24時間
兵庫県	神戸いのちの電話	078-371-4343	8:30~20:30 (月~金) 24時間(土)、9:30~16:30 (日・祝)
兵庫県	はりまいのちの電話	079-222-4343	14:00~1:00
和歌山県	和歌山いのちの電話協会	073-424-5000	10:00~22:00
鳥取県	鳥取いのちの電話	0857-21-4343	12:00~21:00
島根県	島根いのちの電話	0852-26-7575	9:00~22:00 9:00~24:00 (土) 、0:00~22:00 (日)
岡山県	岡山いのちの電話協会	086-245-4343	24時間
広島県	広島いのちの電話	082-221-4343	24時間
	徳島いのちの電話	088-623-0444	9:30~0:00
徳島県		0883-52-4440	
香川県 	香川いのちの電話協会	087-833-7830	24時間
愛媛県	愛媛いのちの電話	089-958-1111	12:00~22:00 (毎月1~10日は12:00~翌朝6:00)
高知県	高知いのちの電話協会	088-824-6300	9:00~21:00
福岡県	北九州いのちの電話	093-671-4343	24時間
福岡県	福岡いのちの電話	092-741-4343	24時間
佐賀県	佐賀いのちの電話	0952-34-4343	24時間
長崎県	長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00
熊本県	熊本いのちの電話	096-353-4343	24時間
大分県	大分いのちの電話	097-536-4343	24時間
鹿児島県	鹿児島いのちの電話協会	099-250-7000	24時間

9 消費生活協同組合(生協)制度の改正について

制度の概要

- 〇 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」 (相互扶助組織)

生協の現状

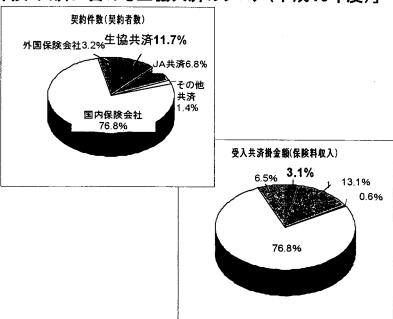
- 組合数:1,097組合 のべ組合員数6,032万人(H18年)
- 〇 共済事業(*実施組合数442組合 うち元受共済組合は140組合) [共済、保険に占める生協共済のシェア:

11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]

- 購買事業(*実施組合数718組合)[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 〇 利用事業(*実施組合数595組合)

[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア: 2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 〇 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、 中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の概要

契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1)共済事業開始時の入口規制

|「単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2)健全性(内部の体力充実)

〇 共済事業との兼業規制

|[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]

○ 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3)透明性(外部からの監視)

○ 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

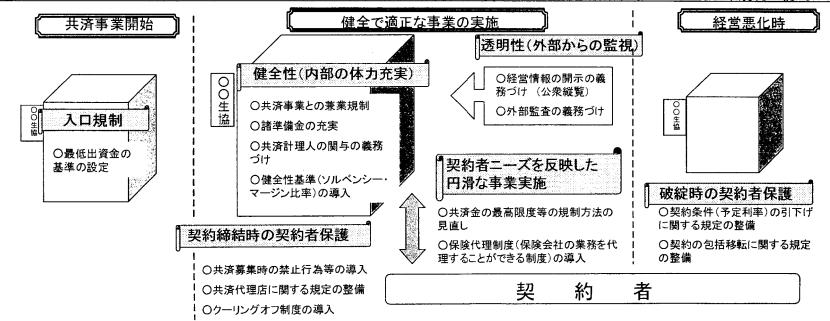
(4)契約締結時の契約者保護

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等 の導入
 - 〇 共済代理店に関する規定の整備 「共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

(5)破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備
- (6)契約者ニーズを反映した円滑な事業実施
- 〇 共済金の最高限度額の規制方法の見直し

[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等



2 事業の区域と利用者の範囲

<u>生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組</u> 織という生協の本旨を踏まえ、所要の見<u>直しを行う</u>

(1)事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その 隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内の み)

(2)利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、 法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要	山間へき地/保育所等への食材提供/ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可不要	災害時の緊急物資提供/ 自賠責共済(契約車の相続の場合等)/ 体育施設、教養文化施設の利用/ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正 化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する 見直しを行う

- 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動(子育て 支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育 事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、 解散命令を発動することを可能とする)
- 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))